

介護保険の
しくみ

サービス利用
の手順

利用者負担

介護サービス

介護予防
サービス

地域密着型
サービス

介護予防の
取り組み

介護保険料

指定事業所
一覧表

地域包括支援
センター一覧



すこやか

利用の
てびき

介護保険

福島市

令和5年6月発行

みんなで支えあう制度です

介護保険制度は、市が保険者となって運営しています。40歳以上のみなさんは、加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要となったときには、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。

福島市（保険者）

介護保険制度の運営は、市が行います。

- 制度を運営します。
- 要介護認定を行います。
- 保険証を交付します。
- 負担割合証を交付します。
- サービスを確保・整備します。



地域包括支援センター

介護予防や地域の総合的な相談の拠点として、設置されています。

- 介護予防ケアマネジメント
- 総合的な相談・支援
- 権利擁護、虐待の早期発見・防止
- ケアマネジャーへの支援

● 介護報酬の支払い

サービス事業者

利用者に合ったサービスを提供します。



- 指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業、非営利組織などが、サービスを提供します。

● 要介護認定の申請

● 保険料の納付

● 要介護認定

● 保険証の交付
● 負担割合証の交付



● サービスの提供

● 利用料の支払い

介護保険に加入する人（被保険者）

介護や支援が必要と認められたら、介護保険のサービスが利用できます。

- 保険料を納めます。
- サービスを利用するため、要介護認定の申請をします。
- サービスを利用し、利用料を支払います。



第1号被保険者 65歳以上の人

サービスを利用できる人

第1号被保険者は、原因を問わず介護や日常生活の支援が必要となったとき、市の認定を受け、サービスを利用できます。



第2号被保険者 40歳以上65歳未満の人 (医療保険に加入している人)

サービスを利用できる人

第2号被保険者は、特定疾病により介護や支援が必要となったとき、市の認定を受け、サービスを利用できます。

特定疾病

加齢と関係があり、要介護・要支援状態の原因である心身の障害を生じさせると認められる疾病。

- | | | | |
|---|--|--|--|
| ● がん
(医師が一般に認められている医学的知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る) | ● 骨折を伴う骨粗鬆症 | ● 脊柱管狭窄症 | ● 脳血管疾患 |
| ● 関節リウマチ | ● 初老期における認知症 | ● 早老症 | ● 閉塞性動脈硬化症 |
| ● 筋萎縮性側索硬化症 | ● 進行性核上性麻痺、
大脳皮質基底核変性症
およびパーキンソン病 | ● 多系統萎縮症 | ● 慢性閉塞性肺疾患 |
| ● 後縦靭帯骨化症 | ● 脊髄小脳変性症 | ● 糖尿病性神経障害、
糖尿病性腎症および
糖尿病性網膜症 | ● 両側の膝関節または
股関節に著しい変形
を伴う変形性関節症 |

■ 介護保険の保険証が交付されます

介護保険の加入者で、下記に該当したときには、医療保険の保険証とは別に、一人に一枚の保険証（介護保険被保険者証）が交付されます。介護保険のサービスを利用するときなどに使用します。

- 65歳に到達する月に交付されます。
- 40歳以上65歳未満の人は、認定を受けた場合などに交付されます。

■ 介護保険負担割合証が交付されます

介護保険の認定を受けている人などには「介護保険負担割合証」が交付されます。サービス利用の際に支払う利用者負担の割合（P6参照）が記載されています。

- 適用期間は1年（8月1日～翌年7月31日）で、毎年交付されます。
- サービス利用時に保険証といっしょにサービス事業者に提示します。

サービス利用までの流れ

支援が必要になったと思ったら、地域包括支援センターや市の窓口にご相談しましょう。介護や介護予防サービスを利用するまでの流れは次のようになります。

※認定結果の通知は、原則として30日以内に市区町村から送られてきます。

1 窓口にご相談します

支援が必要になったと思ったら、今後、どのような暮らしを希望するかを考えて、地域包括支援センターや市の窓口にご相談しましょう。

介護予防・日常生活支援総合事業の利用を希望

介護サービス、介護予防サービスの利用を希望

2 要介護認定の申請をします

介護保険のサービスの利用を希望する人は、市の窓口にて要介護認定の申請をしましょう。

※本人や3親等以内の家族などのほか、地域包括支援センター、省令で定められた居宅介護支援事業者や介護保険施設、成年後見人などに代行してもらうこともできます。

申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書
- 介護保険被保険者証
- 健康保険被保険者証 (65歳未満の方)
- ◆ 定期受診のない方は、「介護保険・主治医意見書問診票」のご記入と主治医への提出にご協力をお願いします。
- ◆ 各種申請や届け出の書類には原則としてマイナンバーを記入します。窓口での確認のため、マイナンバーと身元の確認ができるものを持参してください。くわしくは市の窓口へお問い合わせください。

3 調査と審査が行われます

● 認定調査

心身の状況を調べるため、本人と家族などから聞き取り調査などをします。
※全国共通の調査票が使われます。



● 主治医意見書

主治医から介護を必要とする原因疾患などについての記載を受けます。

● 一次判定(コンピュータ判定)

調査票をコンピュータ分析し、要介護状態区分を導き出します。

● 二次判定(介護認定審査会)

認定調査の結果と主治医意見書をもとに、保健、医療、福祉の専門家が審査します。

※平成30年4月1日より国の定める要件を満たす申請については、一次判定結果をもって要介護度が決定します。

4 認定結果をお知らせします

要介護 1

要介護 2

要介護 3

要介護 4

要介護 5

介護サービスによって、生活機能の維持・改善を図ることが適切な人などです。

要支援 1

要支援 2

要介護状態が軽く、介護予防サービスや介護予防・生活支援サービス事業によって、生活機能が改善する可能性の高い人などです。

非該当

要介護・要支援に該当しなかった人です。介護予防・生活支援サービス事業の利用を希望する場合は、地域包括支援センターや長寿福祉課の窓口にご相談しましょう。

介護サービス (介護給付)

を利用できます

居宅介護支援事業者などに依頼して利用するサービスを具体的に盛り込んだケアプランを作成し、ケアプランにもとづいてサービスを利用します。



P7へ

介護予防サービス (予防給付)

を利用できます

地域包括支援センターが介護予防ケアプランを作成し、住み慣れた地域で自立した生活を続けていけるよう支援します。

※介護予防ケアプランにもとづき、介護予防・生活支援サービス事業をいっしょに利用できます。



P10へ

介護予防・日常生活支援総合事業

を利用できます

市が行う、介護予防のためのサービスです。

P14へ

介護予防・生活支援サービス事業

- 1 訪問型サービス (身体介護、生活援助など)
- 2 通所型サービス (機能訓練、身体介護など)

一般介護予防事業

介護予防のための教室や講演会。



2 基本チェックリスト等を受けます

生活機能の状態を調べる「基本チェックリスト等」を受けます。基本チェックリストは、65歳以上の方が対象です。

生活機能の低下がみられた

生活機能の低下がみられなかった

介護予防・生活支援サービス事業対象者

一般介護予防事業のみ利用する場合は、基本チェックリストを受ける必要はありません

利用者負担と支給限度額

介護（介護予防）サービス、地域密着型サービス、介護予防・生活支援サービス事業は、実際にかかる費用の一部の負担で利用できます

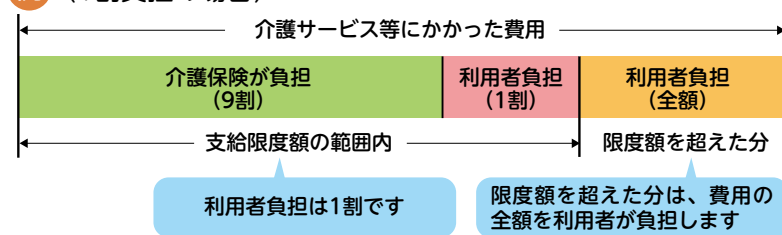
費用の1割または2割または3割の利用者負担でサービスを利用でき、残りは介護保険が負担します。ただし、介護保険の負担には上限額（支給限度額）が決められており、それを超えるサービスを利用した場合は、超えた分は全額が利用者負担になります。

- 3割** 本人の合計所得金額が220万円以上で、同一世帯の第1号被保険者の「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身340万円以上、2人以上世帯463万円以上の人。
- 2割** 本人の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の第1号被保険者の「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身280万円以上、2人以上世帯346万円以上の人。
- 1割** 上記に当てはまらない人。（40～64歳の人、住民税非課税の人、生活保護受給者は上記にかかわらず1割です）

※1 「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。なお、「合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

※2 平成30年度税制改正前の合計所得の算出基準と同じになるように控除を算出します。

例（1割負担の場合）



1か月の支給限度額

状態区分	支給限度額
事業対象者	50,320円
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

上記の支給限度額は標準地域のもので、地域差は勘案していません。

●サービス費用が高額になったとき

介護保険のみ高額になった場合

同じ月に利用したサービスの利用者負担を世帯合算して、上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。

利用者負担段階区分	上限額（月額）
●課税所得690万円以上	世帯 140,100円
●課税所得380万円以上690万円未満	世帯 93,000円
●課税所得145万円以上380万円未満	世帯 44,400円
●一般	世帯 44,400円
●住民税世帯非課税等	世帯 24,600円
●高齢福祉年金の受給者 合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下	個人 15,000円
●生活保護の受給者	個人 15,000円
●利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	世帯 15,000円

介護保険と医療保険の両方が高額になった場合

介護保険と医療保険の両方の利用者負担額（高額介護サービス費及び高額療養費を適用後の利用者負担額）を年間（8月～翌年7月）で合算し高額になったときは、限度額を超えた分が支給される「高額医療・高額介護合算制度」があります。支給対象となる人は医療保険の窓口申請してください。

サービス利用にはケアプラン（介護予防ケアプラン）が必要です

ケアプラン（介護予防ケアプラン）とは、サービスの利用計画書のことで、要介護1～5の人は居宅介護支援事業者（施設サービスなどはその施設）に依頼してケアプランを作成します。要支援1・2の人は地域包括支援センターに依頼して介護予防ケアプランを作成します。サービスはケアプラン（介護予防ケアプラン）に基づいて利用します。



ケアプラン（介護予防ケアプラン）の相談・作成には、利用者負担はありません。

介護サービス〈要介護1～5の人〉

在宅サービス

★利用者負担のめやすは、サービス費用の1割を掲載しています。このほかに、食費、居住費等、日常生活費、サービスの利用内容による加算や地域による加算などさまざまな加算があります。

自宅での日常生活の手助け

訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーなどが居宅を訪問し、食事、掃除、洗濯、買い物などの身体介護や生活援助を行います。



●利用者負担のめやす（1回）

身体介護中心（20分以上30分未満の場合）	250円
生活援助中心（20分以上45分未満の場合）	183円

訪問してもらい利用するサービス

訪問入浴介護

介護職員と看護職員が移動入浴車で居宅を訪問し、持参した浴槽で入浴介護を行います。

●利用者負担のめやす

1回	1,260円
----	--------

訪問リハビリテーション

医師の指示により、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、心身機能の維持回復、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行います。

●利用者負担のめやす

1回（20分以上行った場合）	307円
----------------	------

医師の指導のもとでの助言、管理サービス

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが通院が困難な人の居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

●利用者負担のめやす

医師が行う場合（月2回まで）	514円
----------------	------

訪問看護

医師の指示により、看護師などが居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います。

●利用者負担のめやす（1回）

〈30分未満の場合〉

訪問看護ステーションから訪問の場合	470円
病院または診療所から訪問の場合	398円

施設に通って利用するサービス

通所介護（デイサービス）

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練を日帰りで行います。

●利用者負担のめやす（1回）

〈通常規模の事業所の場合〉（7時間以上8時間未満の場合）

要介護1～要介護5	655円～1,142円
-----------	-------------

※送迎を含みます。また、食費・日常生活費は別途必要です。

通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や医療機関で、食事・入浴などの日常生活上の支援や機能訓練、リハビリテーションを日帰りで行います。

●利用者負担のめやす（1回）

〈通常規模の事業所の場合〉（7時間以上8時間未満の場合）

要介護1～要介護5	757円～1,369円
-----------	-------------

※送迎を含みます。また、食費・日常生活費は別途必要です。

介護サービス〈要介護1~5の人〉

短期間入所して利用するサービス

※連続した利用が30日を超えた場合、31日目は全額利用者負担となります。

短期入所生活介護 (ショートステイ)



介護老人福祉施設などに短期間入所する人に、食事、入浴などの介護や機能訓練などを行います。

●利用者負担のめやす (1日)

〈介護老人福祉施設・併設型の施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	596円	596円	696円
要介護5	874円	874円	976円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要です。

短期入所療養介護 (ショートステイ)



介護老人保健施設や医療施設に短期間入所する人に、看護や医学的管理下での介護、日常生活上の世話や機能訓練などを行います。

●利用者負担のめやす (1日)

〈介護老人保健施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	752円	827円	833円
要介護5	966円	1,045円	1,049円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要です。

生活する環境を整えるサービス

[]内は介護予防サービスの名称です。

福祉用具貸与

[介護予防福祉用具貸与]

福祉用具のレンタルを行います。

	要支援1・2 要介護1	要介護2・3	要介護4・5
車いす (車いす付属品を含む)	×	●	●
特殊寝台 (特殊寝台付属品を含む)	×	●	●
床ずれ防止用具	×	●	●
体位変換器	×	●	●
手すり (工事をともなわないもの)	●	●	●
スロープ (工事をともなわないもの)	●	●	●
歩行器	●	●	●
歩行補助つえ	●	●	●
認知症老人徘徊感知機器	×	●	●
移動用リフト (つり具を除く)	×	●	●
自動排泄処理装置	▲	▲	●

●：利用できます ▲：尿のみを吸引するものは利用できません
×：原則利用できません (必要と認められれば利用できる場合があります)

※機能や価格帯の異なるいくつかの商品が事業者から提示されます。
※商品ごとに全国平均貸与価格が公表され、上限額が設定されています。

住宅改修費支給

[介護予防住宅改修費支給]

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、費用が支給されます。

- ①手すりの取り付け
- ②段差の解消
- ③引き戸などへの扉の取り替え
- ④滑りの防止および移動の円滑化のための床または通路面の材料の変更
- ⑤洋式便器などへの便器の取り替え

●利用者負担について

※事前申請が必要です。
※支給対象となる工事額が20万円で、自己負担割合が1割の場合、保険給付額が18万円、自己負担額が2万円になります。

特定福祉用具販売

[特定介護予防福祉用具販売]

下記の福祉用具を購入したとき、費用が支給されます。

- ①腰掛便座
- ②自動排泄処理装置の交換可能部品
- ③排泄予測支援機器
- ④入浴補助用具
- ⑤簡易浴槽
- ⑥移動用リフトのつり具の部分

●利用者負担について

※都道府県等の指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給されませんのでご注意ください。
※同年度で10万円を上限に利用者負担を除いた額が支給されます。

特定施設で利用するサービス

特定施設入居者生活介護

特定施設 (指定を受けた有料老人ホームなど) に入居している人に、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行います。

●利用者負担のめやす (1日)

要介護1	538円
要介護5	807円

※居住費、食費、日常生活費は別途必要です。

施設サービス

●要支援1・2の人は、施設サービスは利用できません。



介護保険施設に入所して利用するサービスです。直接入所を申込んで契約し、ケアプランを作成してもらってサービスを利用します。

★基本的な費用のほかに、サービスの利用内容による加算や地域による加算などさまざまな加算があります。

生活全般の介護が必要

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)

日常生活に常時介護が必要な人が入所して食事、入浴、排せつなどの日常生活上の介護や療養上の世話を提供する施設です。

●新規入所は原則として要介護3~5の人が対象です。

在宅復帰を目指す

介護老人保健施設 (老人保健施設)

病状が安定している人に対し、在宅復帰を目指して、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリテーションを一体的に提供する施設です。

長期的な療養が必要

介護療養型医療施設 (療養病床等)

急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで長期療養が必要な人のための医療施設です。医療、看護、介護、リハビリテーションなどが受けられます。

介護と医療を一体的に

介護医療院

長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。

施設サービスを利用した場合の利用者負担

利用者はサービス費用の利用者負担割合分と、居住費等・食費・日常生活費の全額を負担します。利用者負担割合分以外の費用は施設との契約で決まりますが、居住費等・食費には基準となる額 (基準費用額) が定められています。低所得の人は申請して認められた場合「介護保険負担限度額認定証」が交付され、居住費等・食費は負担限度額までの負担になります。基準費用額との差額※は「特定入所者介護サービス費」でまかなわれます。

※施設と利用者の間で契約された居住費等・食費が基準費用額を下回っている場合は、契約内容との差額となります。

●基準費用額【1日あたり】

居住費等				食費
ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
2,006円	1,668円	1,668円 (1,171円)	377円 (855円)	1,445円

●介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合は () 内の金額になります。

●負担限度額【1日あたり】

利用者負担段階	居住費等				食費	
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円	300円
第2段階	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円	600円
第3段階①	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	1,000円
第3段階②	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円	1,300円

●介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は () 内の金額になります。

上の表に当てはまっても①②のいずれかに該当する場合は、特定入所者介護サービス費の支給対象になりません。

- ①住民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が住民税課税の場合
- ②住民税非課税世帯 (世帯分離している配偶者も非課税) でも、預貯金等が利用者負担段階ごとに定められた額を超える場合
 - ・第1段階：預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合
 - ・第2段階：預貯金等が単身650万円、夫婦1,650万円を超える場合
 - ・第3段階①：預貯金等が単身550万円、夫婦1,550万円を超える場合
 - ・第3段階②：預貯金等が単身500万円、夫婦1,500万円を超える場合

介護予防サービス〈要支援1・2の人〉

介護予防サービス

★利用者負担のめやすは、サービス費用の1割を掲載しています。このほかに、食費、居住費等、日常生活費、サービスの利用内容による加算や地域による加算などさまざまな加算があります。



「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」は、介護予防・日常生活支援総合事業の「介護予防・生活支援サービス事業」で「訪問型サービス」、「通所型サービス」として提供されます。14ページをご覧ください。

訪問してもらい利用するサービス

介護予防訪問入浴介護

介護職員と看護職員が移動入浴車で居宅を訪問し、持参した浴槽で入浴介護を行います。



●利用者負担のめやす

1回	852円
----	------

介護予防訪問リハビリテーション

事業所の医師の指示により、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、心身機能の維持回復、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行います。

●利用者負担のめやす

1回（20分以上行った場合）	307円
----------------	------

医師の指導のもとでの助言、管理サービス

介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが通院が困難な人の居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。



●利用者負担のめやす

医師が行う場合(月2回まで)	514円
----------------	------

介護予防訪問看護

医師の指示により、看護師などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。



●利用者負担のめやす（1回）

〈30分未満の場合〉

訪問看護ステーションから訪問の場合	450円
病院または診療所から訪問の場合	381円

施設に通って利用するサービス

介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や病院、診療所などで、食事・入浴などの日常生活上の支援や機能訓練、リハビリテーションのほか、目標に合わせた選択的サービスを行います。

●利用者負担のめやす（1か月につき）

共通的サービス ※送迎、入浴を含みます。

要支援 1	2,053円
要支援 2	3,999円

有料老人ホームなどで利用するサービス

介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設（指定を受けた有料老人ホームなど）に入居している人に、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話をを行います。



●利用者負担のめやす（1日）

要支援 1	182円
要支援 2	311円

短期間入所して利用するサービス

※連続した利用が30日を超えた場合、31日目は全額利用者負担となります。

介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設などに短期間入所する人に、食事、入浴などの介護や機能訓練などを行います。



●利用者負担のめやす（1日）

〈介護老人福祉施設・併設型の施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援 1	446円	446円	523円
要支援 2	555円	555円	649円

介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）

介護老人保健施設や医療施設に短期間入所する人に、看護や医学的管理下での介護、日常生活上の世話や機能訓練などを行います。



●利用者負担のめやす（1日）

〈介護老人保健施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援 1	577円	610円	621円
要支援 2	721円	768円	782円

介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売

▶ P8をご覧ください

介護予防住宅改修費支給

▶ P8をご覧ください

地域密着型サービス

[] 内は、介護予防サービスの名称です。

住み慣れた地域で生活をするために

住み慣れた地域での生活をするために、地域の特性に応じたサービスが受けられます。

※サービスの内容や種類は、市区町村によって異なります。原則として、他の市区町村のサービスは受けられません。

★利用者負担と支給限度額は6ページをご覧ください。

★サービスによっては、食費、日常生活費、居住費などが別途必要です。

多機能なサービス

小規模多機能型居宅介護

[介護予防小規模多機能型居宅介護]

通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や短期間の宿泊のサービスを組み合わせ、多機能なサービスが受けられます。



看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を合わせたサービスであり、一体的な介護や医療・看護が受けられます。

※要支援1・2の人は利用できません。



小規模な施設サービス

地域密着型 特定施設入居者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護専用の有料老人ホームなどで、食事・入浴、機能訓練などのサービスを受けられます。

※要支援1・2の人は利用できません。



地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する人が、食事・入浴、機能訓練などのサービスを受けられます。

●新規入所は原則として要介護3～5の人が対象です。

※要支援1・2の人は利用できません。



認知症高齢者を対象としたサービス

認知症対応型通所介護

[介護予防認知症対応型通所介護]

認知症高齢者を対象に、食事や入浴、専門的なケアが日帰りで受けられます。



認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

[介護予防認知症対応型共同生活介護]

認知症高齢者が、共同生活をする住宅で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を受けられます。

※要支援1の人は利用できません。



24時間対応サービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回と随時対応による訪問介護と訪問看護を24時間受けられます。

※要支援1・2の人は利用できません。



夜間の訪問介護

夜間対応型訪問介護

夜間でも安心して在宅生活を送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護です。

※要支援1・2の人は利用できません。



小規模な通所介護

地域密着型通所介護

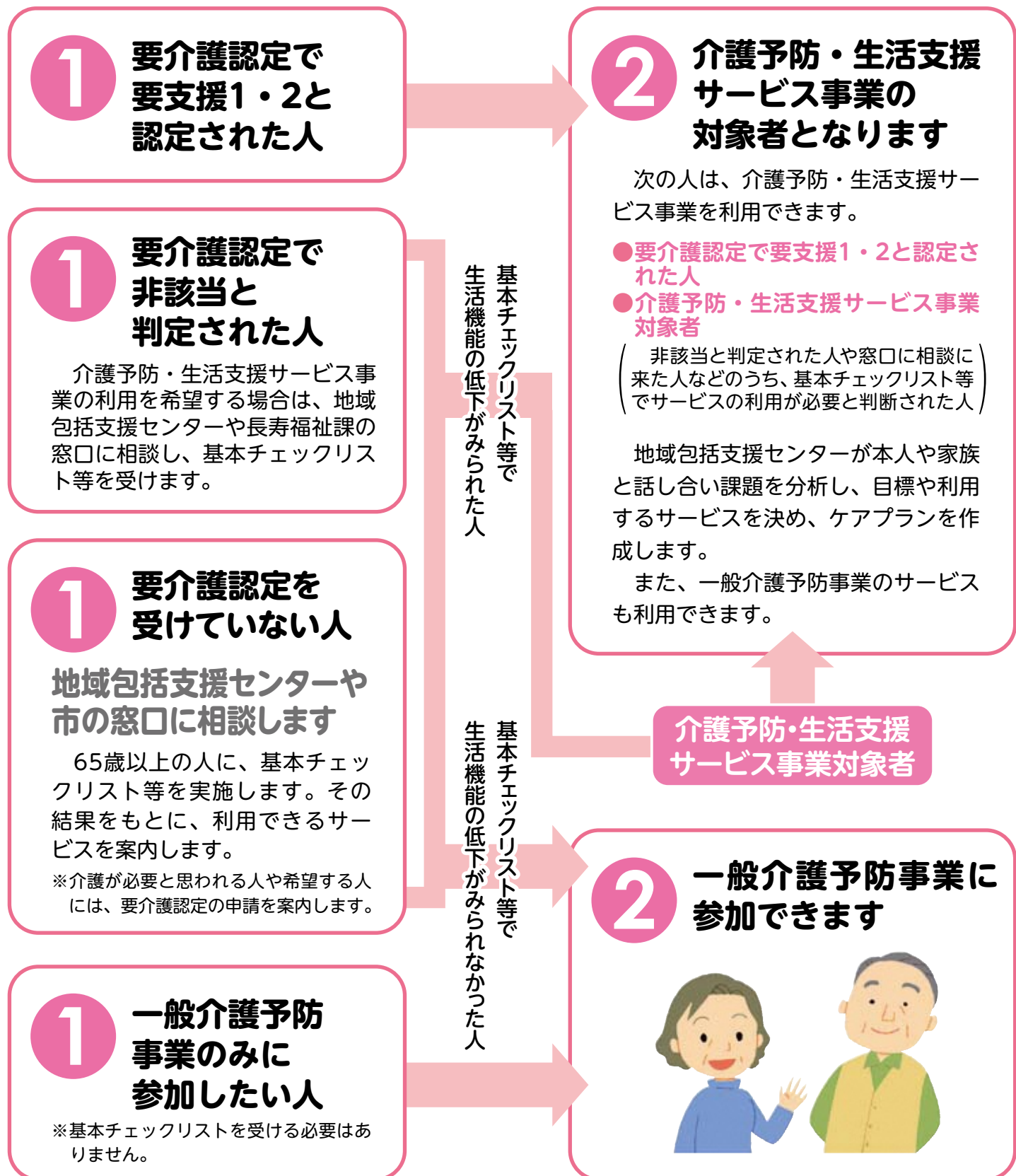
定員が18人以下の小規模な通所介護施設で日常生活上の世話や機能訓練などを受けられます。

※要支援1・2の人は利用できません。



介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は市が行う介護予防の取り組みです。「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」に分かれています。



介護保険料を納めましょう

介護保険は、みなさんの保険料が大切な財源になっています。介護が必要となったときに、だれもが安心してサービスを利用できるよう、保険料は忘れずに納めましょう。

65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料



65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料は、市の介護保険サービスに必要な「基準額」をもとにして決まります。福島市の基準額は73,200円(年額)です。

介護保険料は、ご本人の所得金額及び市民税課税状況により10段階に区分されています。令和5年度の保険料は次のとおりです。

所得段階	対象となる方	負担割合	年額保険料
第1段階	生活保護受給者等 市民税非課税世帯等(合計所得+年金収入=80万円以下)	基準額×0.3	22,000円
第2段階	市民税非課税世帯(合計所得+年金収入=80万円超120万円以下)	基準額×0.5	36,600円
第3段階	市民税非課税世帯(合計所得+年金収入=120万円超)	基準額×0.7	51,200円
第4段階	本人が市民税非課税(課税世帯)(合計所得+年金収入=80万円以下)	基準額×0.875	64,100円
第5段階	本人が市民税非課税(課税世帯)(合計所得+年金収入=80万円超)	基準額	73,200円
第6段階	本人が市民税課税(合計所得125万円未満)	基準額×1.125	82,400円
第7段階	本人が市民税課税(合計所得125万円以上200万円未満)	基準額×1.25	91,500円
第8段階	本人が市民税課税(合計所得200万円以上400万円未満)	基準額×1.5	109,800円
第9段階	本人が市民税課税(合計所得400万円以上700万円未満)	基準額×1.75	128,100円
第10段階	本人が市民税課税(合計所得700万円以上)	基準額×2.0	146,400円

保険料を滞納すると…

サービスを利用した際の利用者負担は、通常はかかった費用の1割または2割または3割※ですが、保険料を滞納していると滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

※利用者負担の割合についてはP6参照

1年以上滞納すると

サービス費用の全額をいったん利用者が負担します。申請により、あとで保険給付分が支払われます。

1年6か月以上滞納すると

サービス費用の全額を利用者が負担します。申請後も保険給付の一部、または全部が一時的に差し止めとなり、滞納していた保険料に充てられることもあります。

2年以上滞納すると

サービスを利用するとき利用者負担が3割または4割になったり、高額介護サービス費等が受けられなくなったりします。

保険料の納付が困難なときは、まずご相談ください。

災害など、やむを得ない理由で保険料を納めることが難しくなったときは、保険料の減免や納付猶予が受けられることがあります。保険料のお支払等についてお困りの際は(分割での納付や延納のご相談など)お早めにご相談ください。



保険料の納め方は2種類に分かれます

保険料の納め方は、みなさんが受給している年金額によって2種類に分けられます。約9割の人が特別徴収になり、原則として年金から納めます。

特別徴収

老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金が
年額18万円以上の人

年金から天引きで納付

年金の定期支払い(年6回)の際、年金から保険料があらかじめ天引きされます。

普通徴収

老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金が
年額18万円未満の人

納付書で納付

- 指定金融機関、コンビニエンスストアで納付
- スマートフォンアプリ(PayPay請求書払い、LINEPay請求書支払い、Pay B、支払秘書)にて納付

口座振替で納付 ※事前にお手続きが必要です

- 指定金融機関で口座振替依頼の申し込み
- 介護保険課、各支所にてペイジー手続き

年金が年額18万円以上でも一時的に納付書で納めることがあります

次の場合は、特別徴収に切り替わるまで、一時的に納付書で納めます。

- 年度途中で65歳(第1号被保険者)になった場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合
- 他の市区町村から転入した場合
- 年金が一時差し止めになった場合
- 年度途中で年金(老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金)の受給が始まった場合
- ……など

40歳以上65歳未満の人(第2号被保険者)の保険料

40歳以上65歳未満の人の保険料は、加入している医療保険の算定方法により決められます。医療保険料と一括して納めます。



	国民健康保険に加入している人	職場の医療保険に加入している人
決め方	保険料は国民健康保険税の算定方法と同様に、世帯ごとに決められます。	医療保険ごとに設定される介護保険料率と、給与(標準報酬月額)および賞与(標準賞与額)に応じて決められます。
納め方	医療保険分と介護保険分を合わせて、国民健康保険税として世帯主が納めます。	医療保険料と介護保険料を合わせて、給与および賞与から徴収されます。 ※40歳以上65歳未満の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。

指定事業所一覧表

福島市指定事業所一覧表

★郵便番号順に記載しています。

●居宅介護支援

事業所名	〒	事業所所在地	電話番号	FAX 番号
社会福祉法人すこやか福祉会 すこやか指定居宅介護支援事業所	960-0101	福島市瀬上町字前川原37-11	024-554-4583	024-554-4581
りんごの里指定居宅介護支援事業所	960-0101	福島市瀬上町字四斗蒔1-6	024-552-2311	024-597-6689
指定居宅介護支援事業所かまた	960-0102	福島市鎌田字門丈壇4-1	024-552-5652	024-553-2837
ハッピー愛ランド	960-0103	福島市本内字西河原5-76	024-552-2806	024-552-1772
ヘルパーステーションおひさま	960-0111	福島市丸子字富塚18-4	024-552-1230	024-552-1232
SOMPOケア 福島南矢野目 居宅介護支援	960-0112	福島市南矢野目字上戸ノ内2-7	024-552-1175	024-552-1172
居宅介護支援事業所 明日の樹	960-0112	福島市南矢野目字中江10-12	024-572-4570	024-572-4574
ケアプラン はれ太郎	960-0112	福島市南矢野目字鼓原18-8	024-572-4980	024-572-4985
おおぞら指定居宅介護支援事業所	960-0201	福島市飯坂町笠松46-4	024-541-4551	024-541-4556
居宅介護支援事業所あつがる	960-0201	福島市飯坂町横町11-1	024-572-5034	024-572-5035
合同会社 齋藤総合福祉事務所	960-0201	福島市飯坂町字梶町40-23	024-563-7535	024-563-7627
居宅介護支援センター グリーンライト	960-0211	福島市飯坂町湯野字梁尻1-1	024-542-7777	024-543-1141
居宅介護支援事業所 日向	960-0231	福島市飯坂町平野字道添39-6	090-2270-7957	024-502-6095
はなひらの指定居宅介護支援事業所	960-0231	福島市飯坂町平野字小深田1-5	024-542-9013	024-543-1693
元気サポート居宅介護支援事業所	960-0241	福島市笹谷字稲場23-4	024-597-8222	024-597-8201
ほのぼの居宅介護支援センター	960-0241	福島市笹谷字中田1-8	024-555-1035	024-555-1036
医療法人生愛会 居宅介護支援センター	960-0251	福島市大笹生字向平13-1	024-557-7773	024-557-7774
社会福祉法人けやきの村 指定居宅介護支援事業所	960-0261	福島市飯坂町中野字 高田前2-16	024-573-6078	024-573-6079
愛日荘園指定居宅介護支援センター	960-0811	福島市大波字熊野山1	024-588-1120	024-588-1148
愛の里居宅介護支援事業所	960-1101	福島市大森字街道下53-1	024-539-7333	024-546-2488
あづま脳神経外科病院 指定居宅介護支援事業所	960-1101	福島市大森字柳下10-1	024-545-2606	024-545-8379
医療法人 回生堂 しのぶ病院居宅介護支援事業所	960-1101	福島市大森字高畑31-1	024-546-3311	024-546-3495
済生会福島指定居宅介護支援事業所	960-1101	福島市大森字下原田25	024-546-7877	024-544-5177
指定居宅介護支援事業所はなしのぶ	960-1103	福島市平石字堰ノ上3	024-544-1186	024-545-0740
指定居宅介護支援事業所 あづまの郷	960-1107	福島市上烏渡字北河原2-1	024-593-0310	024-593-0304
つどい支援事業所 福島	960-1107	福島市上烏渡字向山25-8	024-594-0305	024-594-0058
指定居宅介護支援センター松陵	960-1241	福島市松川町字桜内7-2	024-567-2661	024-567-2701
社会福祉法人ライフ・タイム・福島 指定居宅介護支援事業所	960-1241	福島市松川町字産子内1-1	024-567-5800	024-567-5802
リブレ松川 居宅介護支援事業所	960-1242	福島市松川町美郷四丁目13-8	024-573-6703	024-537-2515

事業所名	〒	事業所所在地	電話番号	FAX 番号
居宅介護支援事業所みず和の郷	960-1243	福島市松川町水原字神明山25-2	024-563-7024	024-563-6034
ゴールデンスタッフ福島 居宅介護支援センター	960-1245	福島市松川町浅川字上幸道7-7	024-573-5366	024-573-5365
やすらぎの郷居宅介護支援センター	960-1301	福島市飯野町字前川16	024-563-4804	024-563-4807
やまなみ介護支援事業所	960-1301	福島市飯野町字後川127-2	024-561-2671	024-562-4176
南東北福島 居宅介護支援事業所	960-2102	福島市荒井北三丁目1-13	024-593-5330	024-593-6033
さいり居宅介護支援事業所	960-2153	福島市庄野字堂田南10-1	024-502-9249	024-502-9249
社会福祉法人 多宝会 土湯宝生園 指定居宅介護支援事業所	960-2157	福島市土湯温泉町字坂ノ上23	024-594-5902	024-595-2181
NPO法人 まごころケアプラン 居宅介護支援事業所	960-2262	福島市在庭坂字南林60-2	024-573-7539	024-591-5441
介護支援事業所さわやかアイリス	960-2262	福島市在庭坂字志津山6-1	024-591-3634	024-591-3959
居宅介護支援事業所 ふじの里	960-2262	福島市在庭坂字檀ノ前9-1	024-597-6811	024-592-2231
福島市社会福祉協議会 居宅介護支援事業所	960-8002	福島市森合町10-1	024-533-8811	024-528-6145
アニバーサリー居宅介護支援事業所	960-8022	福島市新浜町3-4 新浜プラザ403号	024-536-5115	024-573-1398
ウエルフェアケアプランセンター	960-8023	福島市大明神4-3 カメラヤコーポラス410	024-502-3673	024-502-3673
そねだ指定居宅介護支援事業所	960-8051	福島市曾根田町6-31	024-572-5661	024-572-5662
医心館 居宅介護支援事業所 福島	960-8055	福島市野田町五丁目1-37	024-572-7306	024-572-7348
すかわ指定居宅介護支援事業所	960-8055	福島市野田町一丁目13-58	024-526-7830	024-526-7832
ケアサポートせいふう 福島	960-8057	福島市笹木野字大金谷尻13-1	024-572-7025	024-572-7026
社会福祉法人 ジェイエイ新ふくしま福祉会 アプリホーム指定居宅介護支援事業所	960-8057	福島市笹木野字水口下13-1	024-555-3505	024-555-3506
指定居宅介護支援事業所ニコっと	960-8062	福島市清明町1-10 ロイヤルレジデンス3号棟 800号室	024-572-5881	024-572-5882
ゆとり指定居宅介護支援事業所	960-8062	福島市清明町1-10	024-521-9225	024-573-7586
居宅介護支援事業所たゆたふ	960-8068	福島市太田町12-20	024-597-8295	024-597-8296
医療法人回生堂田島整形外科 居宅介護支援事業所	960-8074	福島市西中央1-12-2	024-528-5320	024-528-5323
福島寿光会病院 指定居宅介護支援事業所	960-8103	福島市舟場町1-4 寿光会ビル	024-529-7004	024-529-7048
あいの風 居宅介護支援事業所	960-8105	福島市仲間町7-16 パレ・ルーチェ仲間町1階	024-572-7062	024-572-5753
ケアプランセンター らこば	960-8105	福島市仲間町4-8	024-563-1612	024-563-1105
社会福祉法人 創世福祉事業団 創世居宅介護支援事業所	960-8116	福島市春日町14-14	024-525-5555	024-525-1182
居宅介護支援事業所 エルタ	960-8132	福島市東浜町10-16	024-573-2679	024-572-7078
コパン居宅介護支援事業所	960-8141	福島市渡利字舟場106-1 リバー・プレイス3階A号室	024-597-8700	024-597-8701
指定居宅介護支援事業所はなみずき	960-8141	福島市渡利字中江町29-3	024-515-3155	024-522-9870
よろこび介護支援センター	960-8141	福島市渡利字川岸町24-5	024-522-0030	024-522-0039
わたり介護支援事業所	960-8141	福島市渡利字中江町40-1	024-563-5783	024-563-5761
居宅介護支援事業所 鈴と小鳥	960-8141	福島市渡利字鳥谷下町21-1	024-524-5122	024-524-5122
ケアプランセンター小倉寺	960-8142	福島市小倉寺字兜石1	024-526-0662	024-526-0663
居宅介護支援事業所 なごみの郷	960-8151	福島市太平寺字町ノ内30	024-573-8224	024-573-8221

指定事業所一覧表

事業所名	〒	事業所所在地	電話番号	FAX 番号
優心指定居宅介護支援事業所	960-8151	福島市太平寺字冲高63-1	024-563-5811	024-563-5850
居宅介護支援事業所 シニアガーデン	960-8154	福島市伏拝字田中19-7	024-573-4728	024-539-7822
サンジュデイ居宅介護支援事業所	960-8154	福島市伏拝字清水内17 丹治コーポ101	024-597-8817	024-597-8805
指定居宅介護支援事業所 ひまわり苑	960-8156	福島市田沢字入20	024-547-2260	024-547-2263
居宅介護支援事業所 万葉	960-8157	福島市蓬萊町二丁目12-9	024-573-6782	024-573-7131
まるごと居宅介護支援事業所	960-8157	福島市蓬萊町五丁目10-15	024-573-2059	024-573-2069
ふくしま緩和ケア支援事業所	960-8161	福島市郷野目字宝来町21-3	090-5595-8355	024-544-6988
ニチイケアセンター南福島	960-8163	福島市方木田字四斗時田6-22	024-544-3420	024-544-1788
ふくしま訪問看護ケアプランセンター	960-8163	福島市方木田字前川原11-1 2階	024-597-7770	024-597-7779
居宅介護支援事業所 柊	960-8164	福島市八木田字井戸上108-5 ソレイユ八木田201号	024-573-2491	024-573-2492
エルダーランド居宅介護支援センター	960-8165	福島市吉倉字谷地36-1	024-546-6222	024-573-8737
ライフ吉井田居宅介護支援事業所	960-8165	福島市吉倉字谷地73-1	024-563-6146	024-545-2267
居宅介護支援事業所 信夫の里	960-8166	福島市仁井田字下川原17	024-546-2727	024-563-6355
めぐみの風居宅介護支援センター	960-8166	福島市仁井田字龍神前2-1	024-546-1565	024-546-1602
ひかり指定居宅介護支援事業所	960-8231	福島市北原44-11	024-534-6938	024-534-7141
指定居宅介護支援事業所 さわまた	960-8251	福島市北沢又字下釜北7-9	024-597-6681	024-597-8722
にじのまち指定居宅介護支援事業所	960-8251	福島市北沢又字番匠田5	024-555-0161	024-555-2777
居宅介護支援事業所 エース	960-8252	福島市御山字一本木35	024-572-6888	024-257-6650
サポート24居宅介護支援事業所	960-8252	福島市御山字松川原1-22	024-563-3150	024-563-3171
居宅介護支援事業所 いずみの郷	960-8253	福島市泉字式斗時17-1	024-573-7031	024-573-7540
しみずの里 指定居宅介護支援事業所	960-8253	福島市泉字清水内3-4	024-563-1695	024-555-6260
松田早苗居宅介護支援事業所	960-8253	福島市泉字清水内15-5	024-558-7656	024-563-3674
ゆず居宅介護支援センター	960-8253	福島市泉字台1-1	024-555-1355	024-555-1299
在宅プランセンター結	960-8254	福島市南沢又字曲堀東23-2	024-597-6574	024-557-4677
独立型社会福祉士・ケアプラン 支援事務所 STAR to LINE	960-8254	福島市南沢又字下並松10-53	024-572-6902	024-572-6908
陽光園指定居宅介護支援事業所	960-8254	福島市南沢又字水門下160-3	024-591-4491	024-591-4885

●(介護予防)小規模多機能型居宅介護支援事業所

事業所名	〒	事業所所在地	電話番号	FAX 番号
SOMPOケア 福島南矢野目 小規模多機能	960-0112	福島市南矢野目字 上戸ノ内2-7	024-552-5368	024-554-2454
笹谷サポートセンター よりあい	960-0241	福島市笹谷字鍛冶屋敷17-1	024-556-0555	024-556-0300
小規模多機能型居宅介護事業所 きろう	960-0241	福島市笹谷字谷地前23-5	024-556-0028	024-556-0028
小規模多機能型居宅介護事業所たゆたふ	960-8003	福島市森合字台24-10	024-597-7392	024-597-7393
小規模多機能型居宅介護事業所 きてみらい	960-8021	福島市霞町4-40	024-563-5531	024-563-5532
小規模多機能型居宅介護 なのはな畑	960-8104	福島市豊田町1-10	024-521-9671	024-521-9674
夢ガーデン宮町	960-8106	福島市宮町2-43	024-528-9707	024-521-5687
小規模多機能型居宅介護事業所 クローバーケア 福島・蓬萊	960-8157	福島市蓬萊町三丁目11-6	024-572-3111	024-572-3112
サテライト ゆめさくら	960-8163	福島市方木田字水戸内8-15	024-544-0770	024-544-0778
小規模多機能型居宅介護事業所 なじみの里	960-8237	福島市大森字柳下10-1	024-545-7114	024-545-7177
小規模多機能型居宅介護事業所 森の風	960-8254	福島市南沢又字 水門下160-3	024-572-3656	024-572-3680
小規模多機能型居宅介護事業所 悠と里	960-8254	福島市南沢又字清水端81	024-557-2501	024-557-2343

●看護小規模多機能型居宅介護支援事業所

事業所名	〒	事業所所在地	電話番号	FAX 番号
リブレ松川看護小規模多機能型居宅介護 事業所サテライト	960-1242	福島市松川町 美郷四丁目13-4	024-573-6522	(なし)
リブレ松川 看護小規模多機能型居宅介護事業所	960-1242	福島市松川町 美郷四丁目13-8	024-573-6522	024-537-2515
看護小規模多機能型居宅介護事業所 たゆたふ	960-8003	福島市森合字屋敷中15-8	024-572-3421	024-572-3401
ライフ吉井田 看護小規模多機能型居宅介護事業所	960-8165	福島市吉倉字谷地73-1	024-563-6145	024-545-2267
看護小規模多機能型居宅介護事業所 在宅看護センター 結の学校	960-8254	福島市南沢又字 曲堀東23-2	024-597-6574	024-557-4677

●介護老人福祉施設

事業所名	入所定員	〒	事業所所在地	電話番号	FAX 番号
ハッピー愛ランド	80人	960-0112	福島市南矢野目字 オノ後6-2	024-552-2466	024-552-2482
特別養護老人ホーム あお鳩の杜 福島北矢野目	80人	960-0113	福島市北矢野目字 西田7-1	024-573-6811	024-573-6812
すこやかかほり 特別養護老人ホーム	50人	960-0114	福島市冲高字中島14-1	024-552-1377	024-553-3515
特別養護老人ホーム 福島県飯坂ホーム	100人	960-0201	福島市飯坂町字上原26-1	024-542-5124	024-542-0450
特別養護老人ホーム 生愛ガーデン	30人	960-0251	福島市大笹生字向平12	024-555-5311	024-555-3611
特別養護老人ホーム 愛日荘園	50人	960-0811	福島市大波字熊野山1	024-588-1120	024-588-1148
特別養護老人ホーム ハッピー愛ランドおおもり	80人	960-1101	福島市大森字 下原田45-1	024-563-3666	024-563-3656
特別養護老人ホーム はなしのぶ	80人	960-1103	福島市平石字堰ノ上3	024-544-0711	024-545-0740
特別養護老人ホーム あづまの郷	80人	960-1107	福島市上鳥渡字北河原2-1	024-593-0303	024-593-0304
特別養護老人ホーム ロング・ライフ	50人	960-1241	福島市松川町字産子内1-1	024-567-5800	024-567-5802

指定事業所一覧表

事業所名	入所定員	〒	事業所所在地	電話番号	FAX 番号
特別養護老人ホーム みず和の郷	70人	960-1243	福島市松川町水原字 神明山25-2	024-567-7700	024-567-7400
特別養護老人ホーム飯野ふるさと村	50人	960-1304	福島市飯野町大久保字 古枝41-1	024-572-7801	024-572-7802
特別養護老人ホーム アリヴァーレ宝生園	50人	960-2155	福島市上名倉字 玉ノ木19-4	024-594-0061	024-594-0064
特別養護老人ホーム さわやかアイリス	50人	960-2262	福島市在庭坂字志津山6-1	024-591-2185	024-591-2186
まちなか宝生園	64人	960-8035	福島市本町4-23	024-521-1122	024-521-1124
特別養護老人ホーム 「なごみの郷」	80人	960-8151	福島市太平寺字町ノ内30	024-573-6161	024-573-6160
特別養護老人ホーム ひまわり苑	50人	960-8156	福島市田沢字入20	024-547-2220	024-547-2230
特別養護老人ホーム 信夫の里	90人	960-8166	福島市仁井田字下川原17	024-546-2727	024-563-6355
社会福祉法人 創世福祉事業団 特別養護老人ホーム「聖・輝きの郷」	80人	960-8202	福島市山口字七口13-1	024-525-5000	024-535-8811
特別養護老人ホーム「聖・星の郷」	80人	960-8202	福島市山口字四至田15-1	024-572-7600	024-531-0107
特別養護老人ホーム いずみの郷	100人	960-8253	福島市泉字式斗蒔17-1	024-573-7555	024-573-7455
特別養護老人ホーム陽光園	80人	960-8254	福島市南沢又字 水門下160-3	024-591-4477	024-591-4478

●地域密着型介護老人福祉施設

事業所名	入所定員	〒	事業所所在地	電話番号	FAX 番号
特別養護老人ホーム 万葉の郷	29人	960-1241	福島市松川町字 南諏訪原6-4	024-573-6541	024-573-6537
宝寿木村屋	24人	960-2157	福島市土湯温泉町字 下ノ町2-1	024-594-5122	024-594-5123
特別養護老人ホーム さわやかアイリス	20人	960-2262	福島市在庭坂字 志津山6-1	024-591-2185	024-591-2186

●介護老人保健施設

事業所名	入所定員	〒	事業所所在地	電話番号	FAX 番号
介護老人保健施設 敬愛シニアガーデン卸町	100人	960-0102	福島市鎌田字卸町8-1	024-553-5221	024-554-5343
介護老人保健施設 ホリスティカかまた	100人	960-0102	福島市鎌田字門丈壇4-1	024-552-5111	024-552-5676
介護老人保健施設 はなひらの	100人	960-0231	福島市飯坂町平野字 小深田1-5	024-542-8755	024-543-1693
附属介護老人保健施設 生愛会ナーシングケアセンター	100人	960-0251	福島市大笹生字 向平13-1	024-555-2244	024-555-2241
介護老人保健施設 ケアフォーラムあづま	100人	960-1101	福島市大森字 柳下48-1	024-544-0311	024-546-0080
介護老人保健施設 リハビリ南東北福島	100人	960-2102	福島市荒井北三丁目1-18	024-594-0155	024-594-0160
小規模介護老人保健施設 回生	19人	960-8074	福島市西中央一丁目12-2	024-533-6651	024-535-1978
介護老人保健施設 ケアタウンひまわり	100人	960-8154	福島市伏拝字沼ノ上2-17	024-547-2211	024-547-2221
介護老人保健施設 エルダールランド	90人	960-8165	福島市吉倉字谷地52	024-545-8431	024-545-8450
社会福祉法人 創世福祉事業団 介護老人保健施設「聖・オリーブの郷」	100人	960-8202	福島市山口字梅本11-1	024-536-5000	024-536-5111
社会福祉法人 創世福祉事業団 介護老人保健施設「聖・オリーブの郷」東館	100人	960-8202	福島市山口字 四至田1-1	024-526-7700	024-526-7701
老人保健施設 にじのまち	100人	960-8251	福島市北沢又字番匠田5	024-557-7501	024-557-7502

地域包括支援センター 一覧

お住まいの地域によって担当するセンターが変わります。下の一覧表でご確認ください。

包括名	住所	TEL	担当地区
中央	森合町10-1	533-8891	◆第1方部 (大町・中町・本町・置賜町・栄町・早稲町・上町・杉妻町・北町・舟場町・荒町・五月町) ◆第2方部 [新町・宮町・仲間町・新浜町・松木町・浜田町・五老内町・北五老内町・豊田町・上浜町・花園町・霞町(1~4,8~10)・腰浜町・桜木町(1~5,8~10)] ◆第4方部 [御山町・森合町・曾根田町・天神町・宮下町・万世町・陣場町・信夫山地区 (西養山・南平・金山・狐山・狐塚畑・狐塚・下狐塚・太子堂・大白堂・堂殿・駒山・妻夫石・大明神・御山堂殿・大山・京塚・大平山・児石・蟹沢入・立道・蝦夷穴・熊野山・熊野峠・鶴巻)] ◆第5方部 (清明町・御倉町・柳町・矢刺町・南町)
			◆第3方部 [東浜町・堀河町・八島町・松浪町・入江町・旭町・山下町・春日町・霞町(5~7)・桜木町 (6,7,11~17)・五十辺地区 (岩谷・山神・大森・立石・北原・猫淵・滝元・坂登・石田・岩ノ前・山際・山居・茶屋下・道前・北ノ前・田中島・館ノ内・館ノ前・蝦貴・矢倉下・遠瀬戸・古川・中荒子・北中川原・高野河原下・上荒子・下荒子・本新畑・本内字南下釜・松山町)・信夫山地区 (狩野・清水山・所窪・山居上・鴛頭森・小金山)]
中央東	春日町14-14	525-7888	◆第6方部 [太田町・三河南町・三河北町・須川町・野田町1~7丁目・野田町 (相沢・街道北・加賀屋敷・上沼田・清水尻・下川原・清合内・清合内前・台・竹ノ内・田中・寺ノ内・中ノ町・八郎内・八天・蛭田・蛭田湖・三河尻・三河尻前・三河尻南・道添・道端・明神前・森相下・農掛)・公事田・下谷地・下野寺 (五本松・長泥・長泥前) 東中央1丁目・南中央1丁目 (1,2-1~2,3,3~7,8-1~8,4,9-1,9-2,10-1~10-3,11-1,11-2,12,13,14-1~14-4,15~18,26-1, 26-2,28~31,32-1,32-2,52-1~52-13,53~55,56-1,56-2,57,64,76~78,79-1~79-8,80~86,100-2,101,103-2,105,106,113~116) 南中央4丁目(6-1~6-3,6-5,6-6)]
渡利	渡利字中江町29-3	515-3135	◆渡利◆南向台◆小倉寺
杉妻	太平寺字町ノ内30	573-8130	◆郷野目◆鳥谷野◆太平寺◆黒岩◆伏拝
蓬萊	田沢字入20	547-2345	◆蓬萊町◆清水町◆田沢
清水東	北沢又字番匠田5	558-7300	◆泉◆御山◆北沢又 ◆南沢又 (上河原・上並松・上番匠田・河原前・下並松・下番匠田・松北町1~3丁目・東谷地)
清水西	南沢又字水門下160-3	591-4876	◆森合◆野田町 (谷地・上谷地・高野・上高野) ◆南沢又 (石橋・大坪・庚壇・上野原・上原・上琵琶淵・北上原・北川原・北屋敷・熊ノ辻・玄場町・小堰・桜内・清水端・下台・下琵琶淵・助言橋・水門下・高木・館ノ内・中條・中番匠田・中琵琶淵・中道南・西原・西原前・畑田・原町越・古館・本田・前田・曲堀東・的場・道合・道南・南玄場・南館・明神北・柳清水・四辻)
信陵	大笹生字向平6-1	558-7867	◆笹谷 ◆大笹生 [飯坂北分 (釜平・中沢・中沢西・中道) 除く]
北信東	瀬上町字四斗蒔1-1	553-1555	◆瀬上町 ◆宮代◆下飯坂◆沖高
東部	山口字梅本31-8	536-5001	◆岡部◆山口◆岡島 ◆本内 (北中河原・慶二・新畑・中河原・西慶二・大柳・東大柳・東慶二・南河原・南慶二) ◆鎌田 (愛宕前・阿良久・大隅・大畑・沖・庚塚・北河原・北山・熊野・熊ノ下・下畑・新川・新割・月ノ輪・月ノ輪山・堤下・天神平・天神平山・寅生・仲森山・西川原・沼・沼添・沼前・早津小屋・船前・古川) ◆大波
北信西	本内字西河原5-76	552-5544	◆丸子◆北矢野目◆南矢野目 ◆本内 (荒田・上台・萱野・北街道下・北古館・北下釜・北町裏・下釜・社前・館・中井・中街道下・中下釜・西井戸神・西河原・西下釜・西畑・西町・西松川畑・東井戸神・東下釜・東町・東松川畑・松川畑・南街道下・南古館・南中井・南原・南町裏) ◆鎌田 (赤沼・畔道・石ヶ森・石橋・一里塚・一本松・江添・大柳・御飯家・卸町・鏡田・川岸下・川岸前・川添・川田・北黒須・北舟戸・久保田・熊ノ前・黒須・下田・古館・沢田・下釜・下河原・新館・新町・堰合・田ノ神・児子池・陳光・塚田・堤添・鶴田・土阿弥・樋懸・樋口・中家・中江・中黒須・中田・西・西黒須・西舟戸・橋本・馬場・原際・半在家・東畔道・東舟戸・蛭川・深町・舟戸・舟戸前・古屋敷・前田・前原・町・町東・松ノ腰・道合・向舟戸・門丈壇・矢倉・谷地・柳立・蘭塔前)
吉井田	吉倉字谷地36-1	546-6222	◆方木田◆吉倉◆八木田◆仁井田
西部	土湯温泉町字坂ノ上23	594-5800	◆佐倉下◆上名倉 (さくら含む) ◆佐原◆荒井 (荒井北含む) ◆土湯温泉町
飯坂南	飯坂町平野字小深田1-5	542-8779	◆飯坂町平野
飯坂北	飯坂町中野字高田前2-16	573-6077	◆飯坂町中野◆飯坂町茂庭◆飯坂町◆大笹生 (釜平・中沢・中沢西・中道)
飯坂東	飯坂町湯野字梁尻1-1	542-8411	◆飯坂町湯野◆飯坂町東湯野
松川	松川町字産子内1-1	567-5840	◆松川町 (松川町美郷含む) ◆松川町浅川◆松川町関谷◆松川町金沢◆松川町水原 ◆松川町沼袋◆松川町下川崎◆光が丘◆金谷川
信夫	上鳥渡字北河原2-1	593-0151	◆永井川◆大森◆成川◆上鳥渡◆下鳥渡◆山田◆小田◆平石
吾妻東	笹木野字水口下13-1	555-3522	◆笹木野◆八島田◆上野寺 ◆下野寺 (體・内鋒・江向・太田・太田前・行堂・街道南・春日・北田・佐太郎内・猿内・下釜・下新田・新田・新田北・新田西・末無・関下・関南・鶴巻・鶴巻前・遠原・中ノ内・中ノ内前・二反田・猫内・原・南高田・森相・森相前・薬師堂・薬師堂後・薬師堂前・柳橋・山神) ◆北中央1~3丁目◆東中央2丁目・東中央3丁目◆西中央1~5丁目 ◆南中央1丁目(中央西分除く)・南中央2丁目・南中央3丁目・南中央4丁目(中央西分除く)
吾妻西	在庭坂字志津山6-1	591-3708	◆町庭坂◆在庭坂◆二子塚◆土船◆庄野◆桜本◆李平
立子山・飯野	飯野町字西宮平25-1	562-4110	◆立子山 ◆飯野町◆飯野町青木◆飯野町大久保◆飯野町明治

お問い合わせ先

福島市役所 〒960-8601 福島市五老内町3番1号

介護保険課

- 介護保険料について …………… 介護資格係 **525-6551**
- 介護認定について …………… 介護認定係 **525-6552**
- 介護サービスについて …………… 介護給付係 **525-6587**

長寿福祉課

- 一般介護予防事業について …………… 地域包括ケア推進室 **529-5064**

〈福島市ホームページ〉<https://www.city.fukushima.fukushima.jp>



ユニバーサルデザイン (UD) の考え方に基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。